

発達障がい等の子どもたちに対する特別支援教育体制の 充実を求めることについて

中国部会提出
説明担当 総社市

発達障がい等の子どもたちに対する支援については、平成19年4月に特別支援教育が法的に位置付けられた改正学校教育法が施行されたことを契機とし、理解と支援体制の整備が進んできた。その中で、自閉症・情緒障がい特別支援学級に入級する児童生徒だけでなく、通常の学級における特別な支援を必要とする児童生徒の数が著しく増加している。

こうした中で重要な役割を果たしているのが、障がいのある子どもたちと直接関わるとともに発達障がい児への学習支援を行う特別支援教育担当教職員であり、また、障がいのある児童生徒等の学校生活上の介助など、日常の授業等において、教員を支える特別支援教育支援員である。

しかしながら、発達障がいのある子どもに対する支援制度には明確なルールがなく、自治体にとって単独で支援体制整備を行わざるを得ない状況となっている。そのため、市町村の財政力、理解と推進力によって、発達障がいのある子どもへの対応が異なっている現実がある。全国どの自治体においても、実態に応じた、よりよい支援や適切な配慮を行っていくために、特別支援教育を担当する教職員を増員し、また、支援員配置の基準設定と国の財政措置を強く要望する。